

ユニフォーム規程

第1条〔目的〕

本規程は、公益財団法人日本サッカー協会（以下「本協会」という）の加盟登録団体（以下「チーム」という）のユニフォームに関する事項について定める。

第2条〔ユニフォーム〕

本規程においてユニフォームとは、シャツ、ショーツ、及びストッキングの3点を総称したものをいう。ただし、本規程第5条においては上記に加えてキャップ・GKグローブも含むものとする。

第3条〔着用義務〕

チームは、公式競技会の試合においては、該当公式競技会に登録したユニフォームを着用しなければならない。

第4条〔ユニフォームの色彩〕

1. チームのユニフォーム（GKのユニフォームを含む）のうちシャツの色彩は、審判員が通常着用する黒色と明確に判別し得るものでなければならない。
2. フィールドプレーヤーのユニフォーム前面と背面の色彩は同じであるものとする。
3. チームは、公式競技会の試合会場に正・副2組のユニフォームを持参しなければならない。
4. 主審が、対戦するチームのユニフォーム（GKのユニフォームを含む）の色彩が類似しており判別しがたいと判断したときは、主審は、両チームの立ち会いのもとに、その試合において着用するユニフォームを決定する。
5. 前項の場合、主審は、両チームの各2組のユニフォームのうちから、シャツ、ショーツ及びストッキングのそれぞれについて、判別しやすい組み合わせを決定することができる。

第5条〔ユニフォームへの表示〕

ユニフォームにはチーム名・選手番号を必ず表示するものとする。その他に表示できるものはホームタウン名・選手名・広告・製造メーカー（ロゴ）とし、それぞれの表示できる場所及びサイズは、次のとおりとする。

（1）チーム名

- ① チームエンブレム シャツの左胸 100cm²を超えないサイズ
- ② チーム名をエンブレム以外で表示する場合はシャツ前面または左胸 300cm²を超えないサイズ
- ③ チームエンブレムはショーツ・ストッキングに表示することができる。
ショーツ 左右どちらか一カ所 50cm²を超えないサイズ
ストッキング 左右一カ所ずつ 50cm²以下／一カ所

（2）選手番号

- ① 選手番号は、服地と明確に区別し得る色彩（服地が縞柄の場合には台地を付ける）であり、かつ判別が容易なサイズのものでなければならない。
- ② 選手番号を付する場所及びサイズは、次のとおりとする。
シャツ背中 高さ25cm－35cm
シャツ前面 右側、左側または中央に、高さ10cm－15cm
ショーツに選手番号を表示する場合は、前面の右側または左側に、高さ10cm－15cm
- ③ 番号は整数の1から99を使用し、0は認めない。登録選手が100名以上の場合に限り、100以上の番号を認める。ただし、公式競技会に登録する際の選手番号については、その競技会規定に定めるところに従うものとする。
- ④ 第4種のチームや身長150cm以下の選手等が着用する小さなユニフォームの場合は、サイズを適宜縮小することができる。

（3）ホームタウン（都道府県名）または活動地域名

シャツの袖 50cm²を超えないサイズまたは第1項第1号第2号の周辺に第3号と同じサイズ

（4）選手名

シャツの背中 選手番号の上 高さ7.5cmを超えないサイズ
ただし、広告掲示がある場合のみ、選手番号の下に表示することを認める。

（5）広告

広告を表示する場合は、本規程第6条から第8条による。

（6）製造メーカー名、ロゴ

シャツ	胸 一カ所 20cm ² 以下
ショーツ	左右どちらか一カ所 20cm ² 以下
ストッキング	左右一カ所ずつ 20cm ² 以下／一カ所 又は 左右二カ所ずつ 10cm ² 以下／一カ所
キャップ	一カ所 20cm ² 以下
GKグローブ	一カ所ずつ 各20cm ² 以下
帯状の場合	シャツ(肩・脇・袖) 巾10cm以下 ショーツ(腰脇・裾) 巾10cm以下 ストッキング 巾 5cm以下

(7)その他

- ①本協会または公式競技会主催者が指定する大会マーク及びキャンペーンマーク他広告以外のものを表示する場合は、原則として本規程第7条第1項第4号のサイズを適用するものとする。
- ②チームは、各国代表チーム及びプロクラブチームのレプリカを着用して公式競技会に出場することはできない。

第6条〔広告の表示(1)－承認の手続き〕

1. ユニフォームに第三者のための広告表示を希望するチームは、スポンサーの名称、業種および広告の内容について、事前に当該チームが所属する都道府県協会に申請し、その承認を受けたのち、本協会に申請し承認を得なければならない。
2. 前項の申請は、本協会所定の申請書に、体裁、デザイン、ロゴ、色彩等の必要事項を記入の上、当該チームが所属する都道府県協会を経由して本協会に提出しなければならない。
3. 前2項に基づき承認されたユニフォームの広告は、本協会の承認の日から当該登録年度の終了まで有効とする。

第7条〔広告の表示(2)－広告の条件〕

- (1)広告は、極端にユニフォームから突出してはならず、危険性のない適当な素材でなければならない。
- (2)広告の表示は、ユニフォームのシャツに3カ所まで、及びショーツに1カ所とする。
- (3)広告表示箇所1カ所について広告は1社のみとする。
- (4)広告表示箇所及びサイズは次のとおりとする。

シャツ	前 面 :選手番号の上部または下部に300cm ² を超えないサイズ
	背 中 :選手番号の上部または下部に200cm ² を超えないサイズ
	左 袖 :50cm ² を超えないサイズ
ショーツ	前面左 :80cm ² を超えないサイズ

第8条〔広告の表示(3)－制限及び停止〕

1. 本協会または公式競技会主催者は、競技会規定等により、チームの広告表示を制限することができる。
2. 表示される広告は公序良俗に反するものであってはならず、表示された広告が不適当であると本協会または公式競技会主催者が判断した場合には、チームに対し広告表示を停止させることができる。
3. 表示された広告に対して広告掲出料の支払いが発生した場合には、チームは本協会または公式競技会主催者の指示に従わなければならない。

第9条〔適用除外〕

日本プロサッカーリーグ(Jリーグ)及び日本フットサルリーグ(Fリーグ)のユニフォームについては、本規程を適用しない。

第10条〔その他〕

本規程に定めがない事項については、チームは本協会または公式競技会主催者の判断に従うものとする。

第11条〔改 正〕

本規程の改正は、理事会の決議に基づきこれを行う。

第12条〔施 行〕

本規程は、2012年4月1日から施行する。

〔改正〕

2012年 4月12日

2013年 2月 7日

2013年12月19日(2014年4月1日施行)